

**増値税小規模納税者に関する増値税減免政策に関する公告**

国家税務総局は2023年1月9日、「増値税小規模納税者に関する増値税減免政策に関する公告（国家税務総局公告2023年第1号。以下、第1号公告）」を公表しました。増値税小規模納税者に関する増値税減免政策は、2022年3月に公表されていた国家税務総局公告2022年第6号の公告（以下、第6号公告）がありましたが、今回の公告は2022年の第6号公告と比較して減免対象が縮小された政策となっています。第1号公告の主な内容と、第6号公告からの変更点は以下のとおりです。

＜第1号公告（抜粋）＞

- 一、 増値税小規模納税者（以下、小規模納税者と略称する）が増値税課税販売行為を行い、月間合計売上高が10万人民币元（1四半期を1納税期間とする場合、四半期売上高が30万元を超えていない場合、以下同じ）を超えていない場合、増値税を免除する。
小規模納税者が増値税課税販売行為を行い、合計月売上高が10万元を超えたが、当期に発生した不動産の販売売上高を差し引いて10万元を超えていない場合、その他の販売貨物、労務、サービス、無形資産が取得した売上高は増値税を免除する。
- 二、 増値税差額課税政策の小規模納税者¹は、差額後の売上高で1号公告第1条に規定された増値税免除政策を享受できるかどうかを判定する。
- 八、 固定期限に基づいて納税する小規模納税者は1ヶ月または1四半期を納税期間とすることを選択することができ、選択したあとは1会計年度内に変更してはならない。
- 九、 現行の規定に従って増値税の税金を源泉徴収しなければならない小規模納税者は、源泉徴収地で実現した月売上高が10万元を超えていない場合、当期に税金を源泉徴収する必要はない。源泉徴収地で実現した月売上高が10万元を超えた場合、3%源泉徴収率の源泉徴収増値税項目を適用し、1%源泉徴収率に基づいて源泉徴収増値税を減税する。

＜第1号公告と第6号公告の比較＞

増値税	2022年第6号公告	2023年第1号公告
免税対象及び条件	増値税小規模納税者の徴収率3%が適用される課税販売収入のすべて	月間合計売上高が10万人民币元以下、かつ四半期売上合計額が30万人民币元以下
減税期間及び税率	2022年1月1日～3月31日：1% 2022年4月1日～12月31日：免除	2023年1月1日～12月31日：1%

第1号公告により、零細中小企業及び個人事業主に対する増値税優遇政策は継続されることとなりましたが、昨年と比較すると要件が少し厳しくなっています。コロナ関連政策で減少した税収を取り戻す為、その他の優遇政策の内容も状況に応じて変化することが予想されます。

1 労務派遣サービスや旅行サービス、航空運輸企業など一定の業種において適用される課税方式。売上販売金額から関連するコストをマイナスすることによって純売上金額が計算される。



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号 華潤大厦 32 層 3201 室 電話：+86-28-6287-7518 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。